

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 5 月 1 4 日

茂 原 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)
第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定した
ので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
○				五郷	無	R7～R11	綱島地区農地環境保全会